

## 音更町空き地・空き家バンク設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き地・空き家バンクを設け、町内における空き地・空き家の情報を提供することにより、町への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 住宅の建築に適した市街化区域内、北海道都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）により市街化区域と一体の日常生活圏として指定されている区域内又は公共下水道処理区域内に存する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない良好な管理状態にある住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）並びにその敷地をいう。
- (3) 空き地・空き家バンク 空き地及び空き家（以下「空き地等」という。）の売却又は空き家の賃貸を希望する者から申し込みを受けた当該空き地等の情報を登録し、町が運営管理するホームページ又は台帳により、必要と認める範囲内で公開するための仕組みをいう。
- (4) 所有者等 空き地等の所有権を有する者及び空き地等の売買又は空き家の賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 利用者 町内での移住及び定住を目的として空き地・空き家バンク（以下「バンク」という。）を利用して空き地等を購入し、又は空き家を賃借しようとする者をいう。
- (6) 協力宅建事業者 バンクに登録されている空き地等の取引に係る仲介業務を行うため、町と協定を締結している者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、この要綱によらない空き地等の取引を妨げるものではない。

### (審査申込み等)

第4条 バンクへ登録をしようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、町長に登録に係る審査申込み（以下「審査申込み」という。）をしなければならない。

- 2 申込者は、一の申込みに対して、複数の協力宅建事業者を希望することはできない。
- 3 町長は、審査申込みを受けた場合において審査の結果適当と認めたときは、申込者及び申込者が希望する協力宅建事業者にその旨を通知するものとする。
- 4 町長は、審査申込みを受けた場合において審査の結果不適当と認めたときは、申込者にその旨を通知する。

### (審査申込みの取下げ)

第5条 申込者は、審査申込みの取下げをしようとするときは、町長にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の取下げは、前条第1項の審査申込みを行ったときから次条第1項の相談が完了するまでの間に行うことができる。
- 3 町長は、第1項の審査申込みの取下げを受けた場合において既に前条第3項の規定による通知を行っているときには、当該協力宅建事業者にその旨を通知するものとする。

(登録に係る相談、登録申請等)

- 第6条 申込者及び協力宅建事業者は、第4条第3項の規定による通知を受けたときは、登録しようとする空き地等に係る詳細の情報及び媒介業務に関する相談を行った上で、媒介契約等(空き地等の売買に係る媒介契約又は空き家の賃貸借に係る媒介に関する契約をいう。以下同じ。)及び委任契約(登録申請その他のバンク登録等に係る権限を協力宅建事業者に委任する契約をいう。以下同じ。)を締結しなければならない。ただし、申込者が協力宅建事業者である場合は、この限りでない。
- 2 協力宅建事業者は、媒介契約等及び委任契約の締結後にバンク登録に係る申請(以下「登録申請」という。)を行わなければならない。
  - 3 登録申請は、前条第2項の規定による通知を受けた日から起算して3箇月を経過する日までに行わなければならない。
  - 4 申込者及び協力宅建事業者は、前項の相談の結果、媒介契約等及び委任契約を締結できなかった場合は、その旨を町長に報告しなければならない。この場合において、申込者は、協力宅建事業者を変更することができる。
  - 5 申込者は、前項の変更を行った場合は、町長に届け出なければならない。
  - 6 町は、第1項の相談、媒介契約等及び委任契約の締結について関与しない。
  - 7 第1項から第6項まで及び次条の規定は、協力宅建事業者を変更した場合について準用する。

(審査申込み及び登録申請の取りやめ)

- 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときには、審査申込み又は登録申請を取りやめるものとする。
- (1) 第4条第3項による通知をした日から起算して3箇月を経過する日までに前条第2項の申請又は同条第4項の規定による報告がないとき。
  - (2) 申込者が所有者等でなくなったとき。
  - (3) 審査申込み又は登録申請の内容に虚偽があると認めたとき。
  - (4) その他町長がバンクに登録することが不適當であると認めたとき。
- 2 町長は、審査申込み又は登録申請を取りやめた場合は申込者及び協力宅建事業者にその旨を通知するものとする。

(バンクへの登録)

- 第8条 町長は、登録申請を受けた場合において審査の結果適当と認めたときは、次に掲げる事項をバンクに登録するとともに協力宅建事業者にその旨を通知するものとする。
- (1) 登録番号
  - (2) 売却又は賃貸の別
  - (3) 所在地
  - (4) 空き地等の概要

- (5) 希望売却価格又は賃料
- (6) 主要施設までの距離
- (7) 位置図
- (8) 空き地等の写真
- (9) 協力宅建事業者の名称、所在地、連絡先等

2 町長は、登録申請を受けた場合において審査の結果不相当と認めたときは、協力宅建事業者にその旨を通知するものとする。

(バンク登録内容の変更)

第9条 協力宅建事業者は、バンクに登録されている情報に変更があった場合には、遅滞なく、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、バンクの登録事項を更新するものとする。

(バンク登録の取下げ)

第10条 協力宅建事業者は、バンク登録を取り下げようとするときは、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係るバンク登録を削除するものとする。

(バンク登録の抹消等)

第11条 町長は、バンクに登録されている情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報を抹消するものとする。

- (1) バンクに登録された日又は当該情報が更新された日のいずれか遅い日から起算して1年を経過したとき。
- (2) 所有者等が死亡したとき。
- (3) 登録内容に虚偽があると認められたとき。
- (4) 登録されている空き地等に係る協力宅建事業者がその業務を行うことができなくなったとき。
- (5) その他町長が登録を抹消することが適当であると認められたとき。

2 町長は、バンク登録を抹消したときは、その旨を空き地等の所有者等及び協力宅建事業者に通知するものとする。

3 町長は、第1項第1号の場合において、抹消する情報に係る協力宅建事業者が当該情報についてバンクへの登録を引き続き希望する場合は、当該情報を抹消しないことができる。

4 第1項第4号の場合において、所有者等がバンクへの登録を引き続き希望する場合は、協力宅建事業者の変更の例による。

(利用者と協力宅建事業者の交渉等)

第12条 利用者は、バンクに登録されている空き地等の照会、交渉等については、当該空き地等の協力宅建事業者に対して行うものとする。

2 町長は、第1項の照会、交渉等について関与しないものとする。

3 協力宅建事業者は、前項の照会、交渉等の結果を町長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 バンクに登録された個人情報の取扱いについては、音更町個人情報保護条例(平成17年音更町条例第24号)に定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。